

■北部地域文化センター ホール等の使用料

● 現行(平成25年度)

1 基本使用料

| 室名\使用時間 | 午前9時から 午後1時まで | 午後1時から 午後5時まで | 午後5時から 午後9時まで |
|---------|------------------|------------------|------------------|
| ホール | 9,170円 | 9,170円 | 9,170円 |
| リハーサル室 | 920円 | 920円 | 920円 |

2 使用者がホールを練習等のために使用する場合は、その使用者がホールで公演を行うときは前項の基本使用料の額の5割に相当する額とし、その使用者がホールで公演を行わないときは8割に相当する額とする。

3 ホールを市民以外の者が使用する場合は、前2項の規定による使用料の額の5割に相当する額を加算した額とする。

4 ホールを3日以上継続して使用する場合における3日目以降の使用料は、前3項の規定による使用料の額の5割に相当する額とする。

5 ホールの使用者が入場料その他これに類する料金(以下「入場料等」という。)を徴収する場合の使用料は、第1項から前項までの規定による使用料の額に次に定める割合に相当する額を加算した額とする。

(1) 入場料等のうち最高額のもので1,500円以上3,500円未満のとき 5割

(2) 入場料等のうち最高額のもので3,500円以上のとき 10割

● 平成26・27年度

1 使用料表

| の使 区 用 分 者 | 使用時間 | 午前9時から 午後1時まで | 午後1時から 午後5時まで | 午後5時から 午後9時まで |
|------------------------|--------|------------------|------------------|------------------|
| | 室名 | | | |
| 市 民 | ホール | 11,790円 | 11,790円 | 11,790円 |
| | リハーサル室 | 1,170円 | 1,170円 | 1,170円 |
| 外市 の民 者以 | ホール | 17,690円 | 17,690円 | 17,690円 |
| | リハーサル室 | 1,760円 | 1,760円 | 1,760円 |

2 使用者がホールを練習等のために使用する場合は、その使用者がホールで公演を行うときは前項の基本使用料の額の5割に相当する額とし、その使用者がホールで公演を行わないときは8割に相当する額とする。

3 ホールを3日以上継続して使用する場合における3日目以降の使用料は、前2項の規定による使用料の額の5割に相当する額とする。

4 ホールの使用者が入場料その他これに類する料金(以下「入場料等」という。)を徴収する場合(入場料等のうち最高額のもので1,500円未満の場合を除く。)の使用料は、前3項の規定による使用料の額に次に定める割合に相当する額を加算した額とする。

(1) 入場料等のうち最高額のもので1,500円以上3,500円未満のとき 5割

(2) 入場料等のうち最高額のもので3,500円以上のとき 10割

5 前各項の規定による使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

● 平成28年度以降

1 使用料表

| の使 区用 分者 | 使用時間 | 午前9時から 午後1時まで | 午後1時から 午後5時まで | 午後5時から 午後9時まで |
|----------------|--------|------------------|------------------|------------------|
| | 室名 | | | |
| 市 民 | ホール | 13,300円 | 13,300円 | 13,300円 |
| | リハーサル室 | 1,170円 | 1,170円 | 1,170円 |
| 外市 の民 者以 | ホール | 19,950円 | 19,950円 | 19,950円 |
| | リハーサル室 | 1,760円 | 1,760円 | 1,760円 |

- 2 使用者がホールを練習等のために使用する場合は、その使用者がホールで公演を行うときは前項の基本使用料の額の5割に相当する額とし、その使用者がホールで公演を行わないときは8割に相当する額とする。
- 3 ホールを3日以上継続して使用する場合における3日目以降の使用料は、前2項の規定による使用料の額の5割に相当する額とする。
- 4 ホールの使用者が入場料その他これに類する料金(以下「入場料等」という。)を徴収する場合(入場料等のうち最高額のものが1,500円未満の場合を除く。)の使用料は、前3項の規定による使用料の額に次に定める割合に相当する額を加算した額とする。
 - (1) 入場料等のうち最高額のものが1,500円以上3,500円未満のとき 5割
 - (2) 入場料等のうち最高額のものが3,500円以上のとき 10割
- 5 前各項の規定による使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。